



会場の「長野県木曾文化公園」



約700名が参加したシンポジウム会場

全国過疎問題 シンポジウム 2009 in ながの

研究員 武田 昭文

全国過疎問題シンポジウム

「全国過疎問題シンポジウム」(総務省などが主催)が7月8日から9日の2日間、長野県木曾町を中心に開催されました。

過疎地域を財政的に支援してきた現行の過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)が平成22年3月末をもって失効するにあたり、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について議論するため、全国の市町村長や自治体職員など約700名が参加しました。

過疎法と過疎の現状

これまで超党派の議員立法として、「過疎地域対策緊急措置法(昭和45年)」「過疎地域振興特別措置法(昭和55年)」「過疎地域活性化特別措置法(平成2年)」そして現行の「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)」と、4次にわたる過疎対策立法を行い、時代に対応した各般の過疎対策をこれまで40年にわたって展開してきました。

この間、過疎対策の推進により、公共施設の整備が進み、住民生活の安定に大いに寄与し、過疎から脱却した地域も存在します。しかしながら、全国との比較では未だ格差が残され、人口減少も再度

加速し、著しい高齢化の進行とあわせて生活の安全・安心に関わる新たな問題が生じてきています。

なお、現在、過疎地域の市町村は、「一部過疎」や「みなし過疎」の市町村を含め730団体存在し、人口は1,000万人余りと全国の約8%、面積は国土の54%と半分強を占めています。

基調講演

(宮口侗迪 早稲田大学教育総合科学術院長)

「過疎地域こそ日本のふるさと」であり、都市と過疎の格差は所得ではなく、価値の格差であるべき。美しく風格のあるまちには、人と人の技がある。田舎ツーリズムや都市と違うやり方に価値があり、時代に対応した新たな過疎対策が必要である。行政だけでなく特定非営利活動法人(NPO法人)や企業など外部の力を集めた「協働」の仕組みが必要であると提言。

また、新たな過疎法で、集落住民が培ってきた生き方の継承を支えるべきだと強調されました。



宮口侗迪 教授

パネルディスカッション

ジャーナリストの三神万里子氏をコーディネーターに「時代に対応した新たな過疎対策」として、日本の原風景や文化、文明を育んだ過疎地域をどう守るかを課題にパネルディスカッションが行われました。パネリストの見解は次のとおり。

● 循環型社会、

森林保全など都市と地域が支え合う社会づくりが大事。

〔青山佳世氏（フリーアナウンサー）〕

● 伝統産業の技

や地域資源の発掘により、コ

ミュニティ（つながり）の助け

合いによるまちづくりが重

要。〔飯盛義徳氏（慶応義塾大学准教授）〕



パネルディスカッションの様子

● 森林は再生可能な資源。田舎の日常は都会に非日常であり体験型農業など環境と交流が必要。〔岩崎憲郎氏（高知県大豊町長）〕

● 神事や祭りの価値感がなくなっている。未来への投資（新しい住民）や学生の地域支援が必要。〔大西かおり氏（大杉自然学校校長）〕

● 行政が集落支援すべき。過疎地に駐在し少子化対策すべき。例えば、地方出身の大学生への送り減税などは地域支援となる。〔中村靖氏（長野県信州新町長）〕

シンポジウムの趣旨

主催者である総務省の椎川審議官（総務大臣代理）は、7月には、条件不利地域の自立促進を大きな柱として、与党において「新過疎法（仮称）」制定の基本方向について「がとりまとめられた。骨太の方針において、新たな過疎対策の実施を盛り込んだ内容となっている。また、主催県である村井長野県知事は、「地域社会の活力が低下しており、地域に人が住んでいけばこそ社会が成り立つ。新たな過疎対策法の制定は、非常に重要である。」自民党過疎対策特別委員会の玉澤委員長は、全国10ヶ所に出向いて対話を実施し、7月上旬に「新過疎法（仮称）」制定の基本的な考え方をと

りまとめた。「住民の期待に応えるのが政治の使命であり、過疎地域こそ、日本のふるさとの原点である。ハード中心からソフト事業にシフトし、交通手段や人材を確保するソフト事業、指定要件の範囲拡大などを盛り込み、充実した過疎法を目指すものとした。」ことが説明されました。

過疎地域は、「日本のふるさと」とも言える地域であると同時に国民全体の安心・安全な生活に寄与する地域でもあります。

多面的・公益的な役割を担っている過疎地域を将来に亘って健全な状態で維持していくことは、国民全体に課せられた大きな使命であり、新法の制定、地域外の力を結集した「協働」を通じた過疎地域の存続、振興を参加者全員で確認しました。



玉澤議員



村井長野県知事



総務省 椎川審議官